

住民課からのお知らせ

各種受給者証・認定証の有効期限は、7月31日です。
更新申請が必要ですので、お忘れなく！

■お問い合わせ 吉備庁舎住民課 保険年金班 ☎52-2111

『ひとり親家庭医療受給者証』
『重度心身障害児(者)医療費受給者証』
の更新手続きについて

現在お持ちの受給者証は、7月31日で期限が切れます。8月以降の新しい受給者証をお渡ししますので、次のものをご持参のうえ、更新手続きにお越しください。

なお、該当される方には、事前に案内と申請書を送付します。

- ①申請書：必要事項の記入・押印を忘れずにお願います。
- ②加入している保険証：対象となる方全員分をお持ちください。
- ③現在お持ちの受給者証

各種医療認定証の更新申請について

有効期限が7月31日になっている、左記の認定証は、それぞれ更新申請が必要ですので、認印と保険証をご持参のうえ、7月25日以降に申請にお越しください。

所得の変動や、世帯構成の変更等で7月まで該当しているも8月以降該当しない場合や、現在該当していても8月以降該当になる場合もございますので、わからない点は上記の担当課までお問い合わせください。

○『国民健康保険限度額適用認定証』：70歳未満で町県民税課税世帯の方

○『国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証』：町県民税非課税世帯の75歳未満の方

国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方へ

○『国民健康保険高齢受給者証』の更新について

70歳以上の国民健康保険被保険者（一定の障害をお持ちで、すでに後期高齢者医療制度に加入されている方は除く）のみならず、まには、国民健康保険から『高齢受給者証』を交付しており、医療機関での自己負担は、世帯の所得状況に応じて1割もしくは3割の負担となっています。毎年8月1日に新年度所得（今年度は平成24年中の所得）で再判定し更新するため現在お持ちの受給者証の期限は7月31日となっています。

新しい受給者証を7月下旬に郵送しますので、8月からは必ず新しい受給者証をご使用ください。

【注意】

今回も1割負担の方の受給者証の「一部負担金の割合」の表示は『2割（平成26年3月31日までは1割）』となっていますが、平成26年3月31日までは医療機関の窓口で実際に請求されるのは1割です。これは、医療費の8割を国民健康保険が負担し、残りの2割の内1割を暫定的に国が補助してくれるためこのような表示となっています。

『老人医療受給者証』の更新手続きについて

満67歳以上70歳未満の方で、収入や資産の保有状況等の受給要件（次の①～⑤の全て）を満たす方を対象にした医療制度です。所得が毎年変動することから、毎年更新申請が必要です。

該当される方には事前に案内と申請書を送付しますので、保険証と認印をご持参のうえ、手続きにお越しください。（手続きが遅れた場合は、資格の適用が遅れる場合がございますのでご注意ください。）

【受給要件】

- ①世帯全員の町県民税が非課税であること。
- ②世帯全員の収入の合計が次の基準以下であること。（遺族年金、障害年金等あらゆる収入を含む）
 - 1人↓100万円
 - 2人↓140万円
 - 3人↓180万円（以下1人増えるごとに40万円加算）
- ③預貯金・国債・株式等が350万円×世帯人数以下であること。
- ④現在お住まいの土地・家屋以外の活用できる資産（田畑山林等直ちに処分が難しいものは除く）を有していないこと。
- ⑤世帯以外の方の扶養を受けていないこと。